

平成28年11月30日

議 案

11月定例会議

常 総 市

議案第33号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、平成28年8月8日に人事院から公務員給与の改定が勧告され、一般職の給与に関する法律等が改正されたことを受け、国家公務員と同様に給料及び勤勉手当の額を引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の給与に関する条例(昭和32年水海道市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第25項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	

65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800	380,500		
95		294,400	342,300	380,800		
96		294,800	342,700	381,000		
97		295,000	342,800	381,200		
98		295,300	343,300	381,500		
99		295,700	343,700	381,800		

	100		296,100	344,000	382,000			
	101		296,300	344,300	382,200			
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

第2条 常総市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）とする。

第11条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同項第3号及び第4号中「、父母等」を「又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべてが扶養親族たる」を「全てが扶養親族としての」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第25項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第3条 常総市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが

扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

（常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「371,000」を「372,000」に改め、同表2の項中「419,000」を「420,000」に改める。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第5条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（常総市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）19条第2項及び附則第25項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定（常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（常総市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年常総市条例第23号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第34号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、人事院勧告に基づく一般職に属する職員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、特別職に属する国家公務員と同様に、市長等の期末手当の額の割合を引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 35 号

常総市政治倫理条例の一部を改正する条例について

常総市政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 30 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，常総市税条例が改正され，都市計画税が廃止されたことに伴い，納付状況の報告に係る税目から都市計画税を削るため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市政治倫理条例の一部を改正する条例

常総市政治倫理条例（平成13年常総市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「，都市計画税」を削る。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

議案第36号

常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方公務員法が改正され、人事評価の実施が義務付けられたことに伴い、人事行政の運営状況に係る報告に関する規定について、法律との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成27年常総市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，地方公務員法が改正され，条項が移動したことに伴い，規定中で引用する同法の条項番号を改めるため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第38号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 公の施設の名称 常総市児童クラブ（水海道小児童クラブ，三妻児童クラブ，大花羽小児童クラブ，豊岡小児童クラブ，絹西小児童クラブ，菅生小児童クラブ，岡田小児童クラブ，石下小児童クラブ，豊田小児童クラブ，飯沼小児童クラブ）
- 2 指定する団体 川崎市中原区下小田中三丁目34番1号
葉隠勇進株式会社
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

提案理由

本案は、放課後児童健全育成事業を行う市内10箇所の児童クラブにおける指定管理者として、葉隠勇進株式会社を指定するため、これを提出する。

議案第39号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1942	旧	中妻町4071	旧	中妻町4078
	新	中妻町6209-1	新	中妻町4086

提案理由

本案は、中妻町地内の道路の改良工事を計画していることから、その路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第40号

常総市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について

常総市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地域における憩いの場又は児童の遊び場として市内に設置する11箇所の農村公園のうち、小保川に設置する公園を廃止することとし、別表に掲げる小保川農村公園の規定を削るため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「貼紙」を「貼り紙」に，「貼札」を「貼り札」に改め，同条第4号中「立入り禁止区域」を「立入禁止区域」に改める。

別表小保川農村公園の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第41号

常総市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

常総市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、農業委員会等に関する法律が改正され、委員の選出について、議会の同意を要件とする市町村長による任命制に改められたほか、農地利用の最適化のための推進委員の設置が新たに規定されたことから、それら委員の定数を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、常総市農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、17人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農地流動化推進委員の項を削る。

別表第3中 「

ふれあいサポーター	月額	3,000円	一般職
-----------	----	--------	-----

」 を

「

農地利用最適化推進委員	月額	21,000円	一般職
ふれあいサポーター	月額	3,000円	一般職

」 に改める。

(常総市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

3 常総市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成19年常総市条例第27号）は、廃止する。